

## 第11章 健康危機管理対策

### 【基本計画】

- 新たな感染症や毒劇物による事故など、近い将来に発生が予想されている健康危機のみならず、原因の特定が困難な健康危機事例にも対応できる体制の整備を図ります。
- 医療機関を始め関連機関との連携を強化し、健康危機の発生を未然に防止できるよう平常時における情報収集及び情報分析の体制整備を図ります。
- 保健所職員の研修・訓練を実施し、職員の資質向上と組織の機能強化を図ります。
- 発生時の際の関連機関との連携を確実なものとし、協力体制の充実強化を図ります。

### 【現状と課題】

#### 現 状

##### 1 健康危機管理体制の整備

- 健康危機発生時に保健所健康危機管理調整会議を即座に開催し、所内の円滑な調整を行っています。
- 医師会、市、自衛隊などの関係機関と健康危機管理連絡会議を年1回程度開催し、訓練や危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。
- 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間ににおける情報収集、連絡体制を整備しています。

##### 2 平常時の対応

- 毒劇物取扱い施設などは各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。  
また、広範囲にわたる健康危機が予想される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。
- 保健所職員を対象とした研修会に積極的に参加しています。
- 天然痘、新型インフルエンザなど各種対応指針を作成し、非常時に備えた体制整備を行っています。

##### 3 発生時の対応

- 原因物質の特定、被害状況の把握、医療提供体制の確保、被害拡大防止など体制を整備しています。
- 関係機関との連携のもとに、原因究明体制の確保に努めています。
- 重大な健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合は、対策本部を設置します。
- 健康危機発生状況及び予防措置等について速やかに広報できる体制を整備しています。

##### 4 事後の対応

- 健康診断、健康相談を実施することとしています。

#### 課 題

- 危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、逐次見直し発生時に機能できる体制の整備が必要です。
- 職員の研修・訓練を実施することにより、手引書の実効性を検討し、見直しを図る必要があります。
- 監視指導体制、連絡体制については、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 原因究明に関わる検査機関（保健所、衛生研究所、食品衛生検査所等）の連携の充実を図る必要があります。
- 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが必要です。
- 情報の一元化に努める必要があります。
- P T S D 対策を始め、被害者等の心の健康を保つため、身近な地域における相談体制を

- 発生時の対応状況の評価のため調査研究を実施する体制が整備されていません。
- 充実させる必要があります。  
調査研究体制の充実が必要です。

【今後の方策】

- 保健所健康危機管理調整会議を発生時に速やかに開催し、各課が情報を共有するとともに、適切な対応を決定します。
- 健康危機管理連絡会議を通して関係機関との連絡を密にし、訓練等により技術技能の向上を図ります。
- 保健所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練に参加するなど、人材育成に努めます。
- 保健所の広域機動班の機能を強化し、平常時における監視指導を更に充実させます。